

ID: 5095

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	景観協定の締結の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	景観法 第81条第4項		
<b>法令番号</b>	平成16年法律第110号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第81条第4項及び第83条第1項の規定による。                  (景観協定の締結等)</p> <p>第81条</p> <p>4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。                  (景観協定の認可)</p> <p>第83条 景観行政団体の長は、第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。                  (2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。                  (3) 第81条第2項各号に掲げる事項(当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、平成30年4月1日改正)参照</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和5年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日